

刻銘を有する中世陶器

吉 岡 康 暢

序 言	2. 刻銘陶器をめぐる問題
1. 珠洲系陶器の刻銘資料	結 言

論文要旨

中世陶器には、少数民族の漢字、仮名ないし文字風の短文を記した刻銘陶器がある。それは12世紀後半を中心とする経筒類の一群と、14世紀代以降、主として寺院の什物とされた仏神器、茶器、甕壺類に分かれる。

まず、中世前期の特殊宗教用器は、造形的にも仏典・儀軌の深い知識を前提とし、絵仏師や在地寺庵の住僧が案文作成ないし直接筆者として関与したと考えてよく、日常用器の生産に従事した一般工人（百姓）を統率する特殊技能者グループの存在が想定される。

また、紀年を有しない簡略な刻銘を平仮名で記す例は、在地性の強い私的な作善修法のばあいにみられるが、平仮名が工人に広く普及していたことは、即興的なざれ歌や習書から推察できる。片仮名の刻銘は稀であるが、物品名や呪文を思わせるものに限られ、「口頭で語られた言葉を表現する文字」として使い分けられている。

つぎに、中世後期には、花瓶・瓶子・狛犬のような仏神器ばかりではなく、茶壺・水指・茶入等と大甕・壺に刻銘されるようになるが、銘文形式は整った寄進状・願文の体裁をとるものは少なく、納入先か寄進者のいづれかを省略したり、紀年銘のみが大半を占める。刻銘陶器の大半は、窯元が施主となり、寺社の「常住物」として、また先祖・現世の供養あるいは製陶技術の向上を祈念して、特別に製作、寄進したものであり、一部備前大甕のごとく「謳物」（特注品）を含む。この段階では、すでに漢字、仮名をとわず工人自身が刻記していると判断される事例が多く、相当数の工人名が確認できるのも、15世紀代以降、広域流通用雑器の規格的量産と茶器など特産高級品を同時に生産する体制へ移行したことの反映であろう。

このほか、刻銘陶器には地鎮祭などにかかる呪字や私年号を記したものがあり、後者には商人が商売繁昌を祈願し製作させたとみられる例がある。また、文字をデザイン化した擬銘も現れる。このように、刻銘陶器は文字文化を媒体として中世の地域にねざす民衆文化の実態把握の一助となり、考古学と文献学の協業による歴史像構築への寄与が期待される。